

令和 7 年 5 月 28 日
内閣府政策統括官（防災担当）

大規模災害対策支援補助金の募集について （令和 7 年度 第一回公募要領）

1. 補助の目的

大規模地震対策に関する検討会において、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震など国による被害想定や新たな防災対策が検討されているところであり、今後、各地域での被害想定や防災計画の変更を進める必要がある。

また、地震災害だけでなく、火山の噴火や風水害といった自然災害に対しても、人口減少・高齢化の進展、単身世帯の増加等の社会構造の変化や、自助共助、複数の自治体による広域連携の重要性、技術の進歩等を踏まえ、自治体による様々な検討が必要となっている。

そこで、内閣府政策統括官（防災担当）では、全国の自治体で抱えている課題について、他の自治体の参考となる取組を行うものを募集・選定し支援する「大規模災害対策支援補助金事業（以下「本事業」という。）」を実施する。

本事業を通じて、支援対象の取組を実現するとともに、防災計画等に反映させることで、防災計画の実行性の底上げを図る。加えて、取組事例を周知・共有し、他自治体での実践を促すことで、防災対策の促進を図る。

2. 補助内容

（1）補助対象

都道府県

（2）補助率及び補助上限額

補助率：1／2

補助上限額：1,000万円／件

ただし、補助は1都道府県につき 原則1件とする。

（3）補助対象業務（優先テーマ）

補助対象となる業務は、具体の地域課題を踏まえた先進的な検討のための調査、シミュレーション（実地検証を含む。）、検討、計画策定等とし、その成果が各自治体の作成する防災に関する計画（自治体が独自に策定する防災に関する計画や対処方針等を含む。）の策定・見直しを目的に実施されるもの（以下「補助対象業務」という。）とする。

なお、補助対象業務とその他の業務を合わせて実施する場合は、応募書類には補助対象業務に関する経費を切り分けた上で応募すること。また、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて応募すること。

（令和 7 年度 第一回公募における優先テーマ）

次の課題に係る検討を実施する業務を優先的に選定するものとする。

- ・「南海トラフ巨大地震最大クラス地震における被害想定（令和 7 年 3 月 中央防災会議防災対策実行会議 南海トラフ巨大地震対策検討WG）」、「南海トラフ巨大地震対

策について(報告書)(令和7年3月 中央防災会議防災対策実行会議 南海トラフ巨大地震対策検討WG)」を踏まえた具体の地域課題に関する先進的な検討

- ・「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書)(令和6年11月 中央防災会議防災対策実行会議 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ)」を踏まえた具体の地域課題に関する先進的な検討
- ・「首都圏における広域降灰対策ガイドライン(令和7年3月 内閣府(防災担当))」を踏まえた具体の地域課題に関する先進的な検討

(4) 補助対象期間

令和7年7月中旬から令和8年3月末まで

3. 応募から交付決定までの流れ

(1) 応募期間

令和7年5月28日(水)から令和7年6月27日(金)正午まで(必着)

(2) 応募書類

応募にあたっては、3.(1)の期間内に下表に示す応募書類を9.に示す宛先に電子メールで提出すること。

応募に必要な提出書類	
応募書類 【様式1】	記載内容 ・ 申請者連絡先等 ・ 補助対象業務の内容 ・ 補助対象業務に関する経費 ・ 工程表

(3) 審査の流れ

審査は、応募書類をもとに、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付(以下「事務局」という。)において実施する。その際、以下の観点から審査し、交付対象者を決定する。

- 本事業の趣旨に合致したモデル事業として、他の自治体の参考となるものとなっているか。
- 補助対象業務の内容が、取組が先進的なもの、地域の課題を考慮した独自のもの、具体的で実効性が伴っているものとなっているか。

なお、応募内容について、事務局からヒアリングを実施する場合がある。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、事務局から応募者にメールで通知する。

(5) 交付申請書の提出

交付対象の通知を受けた応募者は、大規模災害対策支援補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第4条に基づく「交付申請書」を速やかに事務局まで提出すること。

(6) 交付決定及び交付決定の通知

事務局では、提出された交付申請書の内容を確認した上で、交付要綱第5条に基づく交付

決定及び第6条に基づく交付決定の通知を行う。

4. 活動の実施

交付決定の通知を受けた補助事業者は、応募書類に記した計画に沿った活動を行うこと。

5. 実績報告書等の提出

補助事業者は、適正化法第14条の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して1週間以内に、下表に示す資料を事務局まで提出すること。

実績報告に必要な提出書類	
1. 実績報告書	交付要綱で「別記様式第10 実績報告書」として定めるもの。
2. 成果報告書	記載内容 ・ 補助対象業務の実施結果 ・ 補助対象業務に関する経費報告
3. 成果報告書（別紙）	報告書の内容について、必要に応じて写真や図表等を用いて横向き1、2枚程度に概要をまとめたもの。

※2. 成果報告書及び3. 成果報告書（別紙）については、交付決定後に別途事務局から提示する。

6. 精算払請求書の提出

事務局では、提出のあった実績報告書等を審査の上、補助額の確定通知を行う。補助額の確定通知を受け取った補助事業者は交付要綱第18条第2項に基づく「精算払請求書」を速やかに事務局まで提出すること。

7. 事業の実施に当たっての留意事項

- (1) 本補助金の財源は国の予算であり、補助事業者とされた場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」、交付要綱等に基づき、交付申請書や実績報告書等の作成・提出、経理や財産管理等を適切に行うこと。
- (2) 提出された応募書類は事務局において審査の資料として使用し、その他の目的には使用しない。
- (3) 5. で提出された実績報告書等は、内閣府HPで公開することがある。そのため、報告書等には第三者が権利を有する著作物が含まれないように留意すること。
- (4) 本事業では交付決定額に基づく概算払いは行わない。
- (5) 本事業の補助対象は1都道府県につき原則1件としているが、異なる自然災害等に対する防災計画検討で、それぞれ別の具体地域課題に対する先進的取組を必要としている場合は、同一の都道府県から複数応募することができる。ただし、複数応募する場合は、それぞれ応募書類を作成の上、申請すること。

- (6) 交付決定通知後、特段の事由により大幅な計画変更が生じた場合は事務局と速やかに協議し、交付要綱第8条に基づく「変更交付申請書」を提出すること。

8. スケジュール

令和7年5月28日(水)～令和7年6月27日(金) 正午 応募期間

令和7年7月上旬 審査結果の通知

→補助事業者による交付申請書の提出

⇒交付決定通知書による通知

令和7年7月中旬～令和8年3月末 事業実施期間

令和8年3月末頃 事業実施期間終了

→補助事業者による報告書等の提出

令和8年3月末頃 補助額の確定通知

→補助事業者による精算払請求書の提出

⇒補助金の支払い

9. 問い合わせ先(応募書類提出先)

【事務局】：内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付

【住所】：東京都千代田区永田町1-6-1

【電話番号】：03-3501-5693

【送付先】：bousai_taisakuho.jo@cao.go.jp

【担当者】：宮島、日野、稲谷